

高城地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会は、高城地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、都城市高城総合支所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、住みよいまちづくりを目指すために、地区住民の総意に基づき、各種団体等が連帯協調して地域課題解決や地域活性化に向けた事業活動を展開し、自主的なコミュニティ活動を通じて、住民参加のまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の協議を行い、必要な施策を推進する。

- (1) 総合的施策に関すること。
- (2) 各種団体相互の連携強化に関すること。
- (3) 市の行政施策に対する支援・協力に関すること。
- (4) 広報活動の推進に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、高城地区住民及び各種団体等をもって構成する。

2 前項の各種団体等とは、高城地区まちづくり協議会運営規程（以下「規程」という。）で定める。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部会長 4名
- (5) 監事 2名

(選任)

第7条 会長、副会長及び監事は、選考委員会で選出し、総会において承認する。

2 前項の選考委員会の設置については、別に規程で定める。

3 事務局長は、会長が委嘱する。

4 各専門部会の部会長（以下「部会長」という。）、副部会長（以下「副部会長」という。）は、各専門部会内において選出する。

(職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長は、協議会運営に関する事務を管掌するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。

(4) 部会長は、部会を総括する。また、部会員の意見等を集約し、運営委員会に諮るとともに、運営委員会の審議内容等を部会に報告する。

(5) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(6) 監事は、協議会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規程にかかわらず、役員が、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

3 任期中であつても役員に欠員が生じた場合には、役員を補充することができる。

4 会長は、前項の役員を補充したときは、運営委員会に報告しなければならない。

5 任期途中の補充の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第10条 役員には、報酬等を支給する。報酬等の額については、別に規程で定める。

(顧問)

第11条 協議会に若干の顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の要請により会議に出席して、指導・助言することができる。

(会議)

第12条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門部会
- (4) 三役会
- (5) 広報委員会

(総会)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とし協議会の最高議決機関とする。

- 2 定期総会は毎年年度はじめに会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の過半数の要請があったとき、会長が招集する。
- 4 総会は、役員及び第5条第2項に定める各種団体等から選出された代議員をもって構成し、過半数（委任状を含む。）の出席者をもって成立する。
- 5 前項の代議員数については、別に規程で定める。
- 6 議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、第14条第4号については、総会出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。
- 7 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。

(総会の協議事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画・事業報告に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 決算の承認に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) 役員承認、報酬に関すること。
- (6) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項。

(運営委員会)

第15条 運営委員は、会長、副会長、事務局長、部会長、及び高城地区自治公民館連絡協議会地域連協長とし、運営委員会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会は、過半数（委任状を含む。）の出席者をもって成立する。
- 3 運営委員会の議長は会長とする。
- 4 議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 予算・決算の作成に関すること。
- (3) 規約の改廃の策定及び規程の制定または改廃に関すること。ただし、役員の報酬に関することは除く。
- (4) 部会報告の審議に関すること。
- (5) 行政機関との案件に関する各種事項の調整に関すること。
- (6) その他、会長が必要と認めること。

(専門部会)

第17条 協議会の事業を推進するために、次の専門部会を置く。なお、活動内容は別表1に定めるとおりとし、各専門部会において必要な予算について審議及び編成を行うことができる。

- (1) 地域づくり部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 教育文化部会
- (4) 環境安全部会

2 専門部会を構成する団体については、別に規程で定める。ただし、会長、事務局長にあつては、どの専門部会にも出席できるものとし、単一の専門部会に所属しない。

3 各専門部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。

4 専門部会は、部会長が招集し、議長となる。

5 専門部会の書記は各専門部会で選出するものとし、議事録を事務局に提出する。

(三役会)

第18条 三役会は、会長、副会長及び事務局長で構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

2 三役会は、協議会の運営に必要な事項を協議する。

(広報委員会)

第19条 協議会の広報を推進するために、協議会に広報委員会を置く。

2 委員は、各専門部会の中から1名選出し、委員長は委員の互選により選出する。

3 広報委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(広報委員会の任務)

第20条 広報委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 広報誌の作成に関する事。
- (2) 協議会のホームページの作成及び維持管理に関する事。
- (3) その他協議会の活動の広報・啓発に関する事。

(資産の構成)

第21条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 委託料
- (3) 交付金
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第22条 協議会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、会長が運営委員会の承認を経て別に定める。

(会計処理)

第23条 協議会の会計処理は、総会の議決に基づき行う。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、運営委員会の議決を経て行うことができる。

(事業報告及び決算等)

第24条 協議会の事業報告等の決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第26条 協議会の事務を処理するために、高城総合支所地域振興課に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局員として、事務局長を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が運営委員会の議決を経て別に定める。

(事務局の任務)

第27条 事務局の任務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会全体の事業計画立案に関する事。
- (2) 予算案作成、決算報告及び会計事務に関する事。
- (3) 協議会の運営に関する事。
- (4) 各専門部会の事業活動の総合調整に関する事。
- (5) 各専門部会の指導、助言に関する事。
- (6) 行政機関、その他関係団体との連絡調整に関する事。
- (7) 総会及び運営委員会の書記記録に関する事。
- (8) 他の部会に属さない事項の提案及び整理、処理に関する事。

(雑則)

第28条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、別途定める。

附 則

この規約は、平成27年12月3日から施行する。

別表 1 (第 17 条第 1 項関係)

専門部会名	活動及び運営の基準
地域づくり部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興、産業振興、観光振興、各イベントなどに関する事業 ・ 自治公民館との調整、連携及び行政との連携、情報交換に関する事業
健康福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者福祉、子育て支援、健康づくり、食改善、ボランティア交流など地域福祉の推進などに関する事業
教育文化部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年育成、生涯学習の推進、社会教育の振興、伝統文化の継承など教育及び文化振興などに関する事業
環境安全部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化、リサイクルの推進、地区内の基盤整備など環境整備に関する事業 ・ 防犯、防災、交通安全など住民の安全安心確保などに関する事業